

**基金解散時負担額（徴収金）に係る加入事業所における会計上の引当金計上について
及び税務上の取扱いについて（加入事業主あて情報提供）**

- 当基金は、現在、基金見直し法の施行（平成 26 年 4 月）以後 5 年間のうちに厚生年金基金としては解散の上、後継となる企業年金基金（確定給付企業年金）を設立する方針を代議員会において議決しております。また、解散時の積立金が最低責任準備金（＝解散時に国に代行給付に係る資産として返還すべき金額）に満たない（＝代行不足が生じている）場合は、特例解散の申請を厚生労働省に行うこととしております。なお、当基金は、直近の決算（平成 26 年 3 月末）において代行不足の状態にあります。
- 当基金は、全国に所在する卸団地の組合員企業が集まって共同で設立された基金であり、設立形態としては総合型の厚生年金基金に該当します。代行不足が生じている場合、不足額は基金規約により定めた基準により各加入事業主に按分し、負担していただくこととなります。この将来予測される負担に備え、予め事業主企業において会計上引当金を計上したいとのことで、加入事業主や関係団地組合より負担予想額のお問い合わせをいただくことがございます。最近では、上場企業の一部において、加入する総合型厚生年金基金が正式な解散議決を行う前に（解散方針のみの議決の段階で）「厚生年金基金解散損失引当金」等の勘定科目により、引当金計上を行うケースが散見されます。
- 当基金の顧問公認会計士によりますと、一部の上場企業におけるこのような対応は各企業の個別判断において、会計監査人である監査法人等の意見も踏まえ行われていると考えられるとのことです。また、会計上、引当金の計上要件は次のように定められているとのことです。
- 「将来の特定の費用または損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」
- 上記に該当する場合は、引き当て計上をしなければいけないことになるということですが、解散方針の議決段階においては、負担額の見積もりは、解散までに相当の期間を要すること、各加入事業所への按分方法が定まっていないこと等から実務上困難なケースが多いとの見解もいただいております。なお、こうした場合、当該解散又は脱退が翌期以降の財務諸表に与える影響額（影響額の見積りが不可能な場合には、影響額に代えてその旨）を当期の財務諸表に注記することを検討する必要がある、とのことです。
- 当基金では、負担額の按分方法については、まだ規約には定められておらず、今後検討していくこととなります。また、実際に厚生年金基金として解散する時期は平成 28 年の春から夏にかけてとなると見込んでおり、負担額の納付は、解散後の清算が終了する頃の段階となりますので、解散からさらに 1 年～1 年半程度先となる見通しです。

○こうしたことを踏まえまして、引当金計上をご検討されている事業主におかれましては、今一度それぞれの顧問会計士又は税理士と十分にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、事業主における会計上の対応の必要から厚生年金基金の決算データ等をご希望される場合は、個別に対応いたしますので事務局までご相談下さい。

○なお、会計上とは別に、特例解散時における負担額（徴収金）の税務上の損金計上の取り扱いについては、厚生労働省のホームページに「厚生年金基金の特例解散に伴う母体企業の税務上の取扱い」と題する文書が掲載されておりますのでご覧下さい。

（参考リンク）

【文書内容（PDF）】（次ページにも掲載しております）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/04.pdf>

【上記文書の掲載箇所（厚生労働省）】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kousei/index.html>

以 上

<別添>

(厚生労働省ホームページに掲載の文書)

厚生年金基金の特例解散に伴う母体企業の税務上の取扱い

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「健全化法」という。）の公布に伴い、厚生年金基金の特例解散に係る母体企業である法人の税務上の取扱いについて、国税庁と調整の上、以下のとおり整理いたしましたので、参考としてください。なお、実際の処理については、関係法令及び関係指針等に従って行うようお願いいたします。

健全化法により承認された納付計画に基づいて最低責任準備金の不足額を分割納付する場合、解散する厚生年金基金と設立事業所の事業主は、納付計画を作成して厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。

この納付計画が承認されると、日本年金機構から設立事業所宛てに納付すべき徴収金の総額が記載された納入告知書が送付されます。

このような手続を経て、各法人が納付すべきこととなる徴収金の損金算入については、次のいずれかによることができます。

<原則的な取扱い>

日本年金機構から送付された納入告知書が到達した日の属する事業年度において、その告知書に記載された徴収金の総額を一括して損金の額に算入する。

<その他の取扱い>

納入告知書に記載された徴収金の総額を一括して損金算入することに代え、納付計画に従って実際に納付した額をその納付した事業年度において損金算入することもできる。

(注) この取扱いは、原則的な取扱いを採用しない法人について適用できるものであるため、会計上、実際の納付時に費用計上（損金経理）することが必要。

[参考]

徴収金に係る加算金については、その納付時に損金の額に算入することができる。